



公益財団法人 全日本スキー連盟

SAJ一般会員

SAJ有資格者

SAJ競技者

の皆さまへ

2023/2024
シーズン用

スキー補償制度のご案内

詳しくは



説明動画を
ご覧ください

サマー
シーズンスキー
(陸上スキー)
も補償の対象と
なります!

本補償制度は昭和51年に創立され、これまで多くの会員の皆さまにご加入いただき、大変ご好評いただいております。つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。

※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。

※本補償制度は公益財団法人全日本スキー連盟を保険契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツ賠償責任保険(正式名称:スポーツ賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、スキー・スノーボード保険(正式名称:スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。なお全日本スキー連盟登録会員のうち一時会員の方は当制度にご加入できませんので、ご注意ください。

申込方法について(以下の ①、② があります)

- ①「シクミネット」にて会員登録と同時に保険加入する方法(申込開始日:2023年8月1日)
- ②「加入申込票」にて保険加入する方法(①以外の方)

保険期間(ご契約期間)

2023年11月1日 午後4時から 2024年11月1日 午後4時まで

インターネットへの掲載は不可

当パンフレットはSAJホームページ上に掲載されています。インターネット上に掲載する必要がある場合は、SAJホームページへのリンクを掲載するようお願いいたします。<http://www.ski-japan.or.jp/> (HP掲載日:2023年8月1日)

①シクミネットでの手続きについて

スキー補償制度加入申込締切日

一般会員プラン・有資格者プラン・インストラクタープランの場合は下表の通り。

申込手続・保険料支払締切日		保険期間(ご契約期間)	
		始 期	終 期
2023年10月31日(火)		2023年11月1日 午後4時	2024年11月1日 午後4時
中途加入	2023年11月30日(木)	2023年12月1日 午前0時	2024年11月1日 午後4時
	2023年12月29日(金)	2024年 1月1日 午前0時	同 上
	2024年 1月31日(水)	2024年 2月1日 午前0時	同 上
	2024年 2月29日(木)	2024年 3月1日 午前0時	同 上
	2024年 3月15日(金)	2024年 4月1日 午前0時	同 上

※①での中途加入は2024年3月15日(金)締切です。

競技者プランの場合は下表の通り。

申込手続・保険料支払締切日		保険期間(ご契約期間)	
		始 期	終 期
2023年10月13日(金)		2023年11月1日 午後4時	2024年11月1日 午後4時
中途加入	2023年11月15日(水)	2023年12月1日 午前0時	2024年11月1日 午後4時
	2023年12月15日(金)	2024年 1月1日 午前0時	同 上
	2024年 1月15日(月)	2024年 2月1日 午前0時	同 上
	2024年 2月15日(木)	2024年 3月1日 午前0時	同 上
	2024年 3月15日(金)	2024年 4月1日 午前0時	同 上

※①での中途加入は2024年3月15日(金)締切です。

②加入申込票での手続きについて

2023年11月1日始期の加入申込は、10月31日(火)までの加入申込票・保険料到着(着金)が必要となります。

11月1日(水)以降に公益財団法人全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込は「中途加入」となります。

※なお、中途加入は2024年3月15日(金)締切です。したがって、3月16日(土)以降に加入ご希望の方は新年度募集での加入をご検討いただくこととなりますのでご注意ください。※11月1日から11月15日までの中途加入分は、12月1日始期となります。

加 入 用 紙

別添の「加入申込票」に必要事項を記入してください。

加入申込票送付先

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
(スキー補償制度担当・団体チーム)へFAX(045-212-4347)または郵送ください。

保険料の払込方法

下記の「加入申込票で手続きの場合」に記載された「お振込先」へ払い込みください。

保険期間(ご契約期間)

加入申込票、保険料が到着(着金)した日に応じ、右記のとおりとなります。

■加入申込票ご送付(郵送またはFAX)と保険料のお振込みが同時になされない場合、いずれか遅い方をもって申込時点とします。
加入申込票送付後、3日以内の入金をお願いします。

●加入申込票における加盟団体・地域・所属団体コードは必ずご記入ください。(未記入、不備があった場合は、受付できません)

必須項目が未記入の場合、受付ができませんのでご注意ください。

SAJ会員登録が完了されていない場合は、当補償制度の被保険者になれませんのでご注意ください。

※事故多発の場合、公平な制度運営の観点から、次年度のご加入をお断りさせていただく場合がございます。

12月以降加入スケジュール		
加入申込票・ 保険料 到着(着金)日	保険期間(ご契約期間)	
	始 期	終 期
1日～15日 ※3月15日が締切	翌月 1日 午前0時	2024年11月1日 午後4時
16日～末日 ※12月は25日まで	翌月15日 午前0時	同 上

中途加入時の補償開始日について

中途加入の場合は手続き完了＝補償開始とはなりません。

(例)シクミネットでご加入の場合は毎月末に申込手続き、保険料支払完了⇒翌月1日 午前0時から補償開始 大会参加に保険加入が必要な場合など、上記スケジュールで間に合わない場合があります。個別にご相談が必要なケースはSAJ事務局までご一報をお願い致します。

※補償開始前に手続きおよび保険料支払い完了が必要となります。

加入申込票で手続きの場合

■ 加入申込票の「郵送先」

〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町5-48 あいおいニッセイ同和損保 横浜ビル2F
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
(スキー補償制度担当・団体チーム)
Faxでのお申し込みの場合 Fax: 045-212-4347

■ 保険料の「お振込先」

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店
普通預金 3122975
※振込手数料はご負担願います。

Q&A

Q1. 加入者証(証券)はいつ届きますか。

A1. パンフレットP.7に記載された「加入者証について」をご確認ください。

Q2. 証券番号を教えてください。

A2. パンフレット P.2の会員カテゴリーをご覧ください。

Q3. SAJ会員登録時に保険加入しませんでした。どのようにして中途加入できますか。

A3. 上記の申込方法について(①、②)をご確認ください。

スキー補償制度の特長

雪上の
スキー・スノーボード中の
事故以外にも
サマーシーズンスキーも
(陸上スキー)
補償します。



会員自身の
傷害(ケガ)補償に
加えて手術保険金
(**ケガによる手術**)も
補償します。

会員の種別により、補償内容が異なりますので以下のページをご確認ください。

一般会員

SAJの 一般会員の方

(有資格者、競技者登録
が必要な、SAJの公認の
大会に参加予定者の
加入はできません)

証券番号

SA16914635

▶ P.3

有資格者

SAJ 有資格者の方

※スキーまたはスノー
ボードの有資格者とは、
スキー指導者・スノー
ボード指導者・公認ス
ポーツ指導者制度スキ
ー指導者をいいます。

証券番号

SA16914644

▶ P.4

SAJの パトロールの 有資格者の方

※パトロールの有資格
者とは、SAJ公認のス
キーパトロールをい
います。ただし、SAJ
加盟団体の認定者も
加入できます。(要認定
添付)

証券番号

SA16914671

▶ P.4

インストラクター

SAJの インストラクター の方スキー学校 教師を含む

※インストラクターにつ
いては下記チャート表
をご覧ください。

証券番号

SA16914662

▶ P.5

スキー競技者

SAJの 競技者の方

(中体連・高体連・学連、
団体、マスタース登録者
の方につきましても
こちらを
ご選択ください)

証券番号

SA16914653

▶ P.6

有資格会員とインストラクターの違いについて

定期的もしくは、一定期間においてスキー・スノーボードの指導を行いますか？

いいえ

有資格プラン

はい

指導による対価を得ていますか？

いいえ

有資格プラン

はい

インストラクタープラン

※都道府県連が認める認定指導員の方で保険期間中に指導をされない場合には一般会員での加入が可能です。(一般会員でご加入された場合、指導中の事故は一切補償されません)

※認定指導員の方で保険期間中に指導をされる場合には、認定証を添付の上、有資格者もしくはインストラクターカテゴリでご加入ください。

※定期的・一定期間とは、シーズンを通してシフトを組まれてスキー・スノーボードの指導を行っている場合をいいます。「単発的・数日のみ」人数不足で駆り出されたなどは該当しません。

※認定証について各都道府県によって認定証でなく合格証や会員証など名称が異なる場合がありますが、公式に資格を証明できるものをご提示ください。

<ご注意> ■保険料について

●スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険および団体総合生活補償保険(MS&AD型)の保険料は、**団体割引30%**(被保険者総数10,000名以上)、団体総合生活補償保険(MS&AD型)は**団体割引30%**と大口契約割引10%を適用して計算しております。

(スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約セット)

■スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について

●団体管理下の事故には、合宿宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。

●団体管理下の団体とは、公益財団法人全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。団体単位で構成員全員の方にお申し込みいただきます。

一般会員の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
 - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
 - レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。
- など

■補償内容

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

法律上の損害賠償責任 〔保険会社の示談交渉サービスあり〕 ※自動車（スノーモービルを含みます）の 所有、使用または管理に起因する損害賠 償責任は対象外	①賠償責任保険金額 (免責金額0円)	支払限度額 1事故につき 5,000万円
	②死亡・後遺障害保険金額	400万円
会員自身の傷害(ケガ)	②入院保険金日額	4,000円
	②手術保険金	入院中の手術 4万円 入院中以外の手術 2万円
	②通院保険金日額	2,000円
会員自身の 用品損害 〔火災・盗難のみ補償〕 ※破損等は対象外	③用品損害保険金額 (免責金額3,000円)	用品損害 保険金額 15万円

■一時払保険料

スキーのみの補償	スキー・スノーボード補償
5,500円	10,100円

■保険金をお支払いする場合

※詳細は、「お支払いする保険金のご説明」または「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

①②スキー・スノーボード保険：日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③動産総合保険：日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、盗難（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り）にあった場合火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

- ※1. 本補償制度における「スキー」(雪上)の定義：スキーの板を用いて雪(人工雪を含みます。)上で行うスポーツをいいます。
- ※2. 本補償制度における「スノーボード」(雪上)の定義：スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり(類似するものを含みます)、ボブスレーおよびリュージュを除きます。
- ※3. 本補償制度における「陸上スキー」(スキーのみ補償)の定義：グラススキー、ローラースキー等、そのスポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ピーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスキーをいいます。
- ※4. 本補償制度における「陸上スキー」(スキー・ボード補償)の定義：グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ピーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり(そりに類似するものを含みます)を除きます。

有資格者の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
- スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
- パトロール活動従事中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。
（パトロール賠償責任のみ対象）

など

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

■補償内容

		有資格者／パトロール有資格者	
法律上の損害賠償責任 〔保険会社の示談交渉サービスあり〕 ※自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	①②賠償責任保険金額 （免責金額0円）	支払限度額 1事故につき	2.5億円 （スポーツ賠償責任保険：2億円＋ スキー・スノーボード保険：5,000万円）
	②死亡・後遺障害保険金額		400万円
	②入院保険金日額		4,000円
	②手術保険金	入院中の手術	4万円 入院中以外の手術 2万円
会員自身の傷害（ケガ）	②通院保険金日額		2,000円
	③用品損害保険金額 （免責金額3,000円）	用品損害保険金額	15万円
会員自身の用品損害 〔火災・盗難のみ補償〕 ※破損等は対象外			

■一時払保険料

スキーのみの補償	スキー・スノーボード補償
7,800円	11,800円

スポーツ賠償責任保険のみのご加入も可能です。

法律上の損害賠償責任 ※自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	①賠償責任保険金額 （免責金額0円）	支払限度額 1事故につき	2億円	保険料 2,000円
会員自身の傷害（ケガ）	④死亡・後遺障害保険金額		234万円	

パトロール有資格者の方は、この補償のみご加入も、上記の補償とあわせてのご加入も可能です。

パトロール賠償責任 ※自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	⑤賠償責任保険金額 （免責金額0円）	支払限度額 1事故につき （身体障害・財物損壊共通）	2億円	保険料 2,000円
	④死亡・後遺障害保険金額		167万円	

■保険金をお支払いする場合

※詳細は、「お支払いする保険金のご説明」または「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

- ①**スポーツ賠償責任保険**：日本国内外において、スキー（またはスノーボード）の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- ②**スキー・スノーボード保険**：日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。
- ③**財産総合保険**：日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、**盗難**（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り）にあってした場合、**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**団体総合生活補償保険（傷害補償（MS&AD型）特約、傷害後遺障害等級第1～7等級限定補償特約セット）**：日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合（保険金支払割合が42%以上となる場合）に保険金をお支払いします。

⑤**施設所有（管理）者賠償責任保険**：日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物（他人から借りたり預かったりした財物は除きます。）を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

インストラクターおよびスキー学校教師の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
- スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
- など

■補償内容

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

法律上の損害賠償責任 〔保険会社の示談交渉サービスあり〕 ※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	①②賠償責任保険金額 (免責金額0円)	支払限度額 1事故につき 2.5億円 (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円)
	②死亡・後遺障害保険金額	400万円
会員自身の傷害(ケガ)	②入院保険金日額	4,000円
	②手術保険金	入院中の手術 4万円 入院中以外の手術 2万円
	②通院保険金日額	2,000円
会員自身の用品損害 〔火災・盗難のみ補償〕 ※破損等は対象外	③用品損害保険金額 (免責金額3,000円)	用品損害 保険金額 15万円

■一時払保険料

スキーのみの補償	スキー・スノーボード補償
12,000円	29,500円

パトロール有資格者の方は、この補償をあわせてのご加入も可能です。

パトロール 賠償責任 ※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	⑤賠償責任保険金額 (免責金額0円)	支払限度額 1事故につき (身体障害・財物損壊共通) 2億円	保険料 2,000円
	④死亡・後遺障害保険金額	167万円	

■保険金をお支払いする場合

※詳細は、「お支払いする保険金のご説明」または「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合や急激かつ偶然の外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、**盗難**(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り)にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約、傷害後遺障害等級第1~7等級限定補償特約セット)**:日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合(保険金支払割合が42%以上となる場合)に保険金をお支払いします。

⑤**施設所有(管理)者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったりした財物は除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

スキー競技者の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
- 競技会で模範滑走中、大会関係者にケガをさせた。
- 宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。

※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の補償は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限ります。

など

■補償内容

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

法律上の損害賠償責任 〔保険会社の示談交渉サービスあり〕 ※自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	①②賠償責任保険金額 (免責金額0円)	支払限度額 1事故につき 2.5億円 (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円)
	②③死亡・後遺障害保険金額	(スポーツ団体傷害保険:190万円 + スキー・スノーボード保険:400万円) 590万円
	②③入院保険金日額	(スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:4,000円) 5,500円
	②③手術保険金	入院中の手術 5.5万円 入院中以外の手術 2.75万円
	②③通院保険金日額	(スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:2,000円) 3,500円
会員自身の傷害(ケガ)		
会員自身の用品損害 〔火災・盗難のみ補償〕 ※破損等は対象外	④用品損害保険金額 (免責金額3,000円)	用品損害保険金額 15万円

■一時払保険料

スキーのみの補償		スキー・スノーボード補償	
アマチュア 9,500円	プロ 16,600円	アマチュア 14,700円	プロ 34,000円

〈アマチュア〉競技者登録された方

〈プロ〉スキー、スノーボードの競技を職業または職務とする方、およびその目的のため企業に雇用されている方

パトロール有資格者の方は、この補償をあわせてのご加入も可能です。

パトロール賠償責任 ※自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外	⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	支払限度額 1事故につき 2億円 (身体障害・財物損壊共通)	保険料 2,000円
	⑤死亡・後遺障害保険金額	167万円	

■保険金をお支払いする場合

※詳細は、「お支払いする保険金のご説明」または「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー（またはスノーボード）の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことに、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことに、法律上の損害賠償責任を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**スポーツ団体傷害保険特約、天災危険補償特約セット普通傷害保険**:日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー（またはスノーボード）の競技中および練習中（指導中は除きます。）に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。

※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、**盗難**（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り）にあつた場合、**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

⑤**団体総合生活補償保険（傷害補償（MS&AD型）特約、傷害後遺障害等級第1～7等級限定補償特約セット）**:日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合（保険金支払割合が42%以上となる場合）に保険金をお支払いします。

⑥**施設所有（管理）者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物（他人から借りたり預かったりした財物は除きます。）を損壊させたことに、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

加入者証について

①シクミネットでお申し込みの方

- S A J 会員証が加入者証を兼ねています。会員証の中間に、引受保険会社名(あいおいニッセイ同和損保)と証券番号および事故の際の連絡先(0120-985-024)・保険期間・補償制度加入区分等が印字されています。(加入申込票で加入手続をした場合は、下記②の対応となります。)

②加入申込票でお申し込みいただいた方

- 別途『加入者証』を送付させていただきます。加入者証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。始期日の月末以降順次発送させていただきます。
- 加入者証発行後の修正による再発行はできません。

万一事故が起こった場合

- 賠償損害、用品の損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が起こった場合には、事故の発生日から30日以内に取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- スポーツ賠償責任保険とスキー・スノーボード保険においては、日本国内で発生した賠償事故について、示談交渉サービス※がご利用になれます。
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約等がある場合には、「会員自身の傷害」に対する保険金を除き、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 損害保険会社等の間では、傷害事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いないことになっております。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。(具体的には事故発生の場合に、損害保険の種類、受傷者名、事故発生日、取扱損害保険会社等の項目について確認しています。)

ご注意ください事項

- 本補償制度の普通保険約款・特約集および保険証券は、保険契約者(公益財団法人全日本スキー連盟)に交付されます。
※普通保険約款・特約集は種目により冊子名称が異なりますのでご注意ください。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」または「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
- 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- クーリングオフについて(ご契約お申し込みの撤回等について)
●この保険は、クーリングオフの対象外となります。
- 契約締結後における留意事項(通知義務等)
●加入申込後に加入者証に記載の事項に変更等が発生した場合には、ただちに取扱代理店にご連絡ください。
※スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険については各々の「重要事項のご説明」をご覧ください。
- 満期返れい金・契約者配当金
●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金の有無
●被保険者がスキー・スノーボードの事故以外での死亡等の理由でご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店にご連絡ください。解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料が返還となる場合があります。
- 保険会社破綻時の取扱い等
●引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。
●引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
●スポーツ団傷と団総(MS&AD型)は経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、経営破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%補償されます。
●スポーツ団傷と団総(MS&AD型)以外は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

Q&A

疑問・ご質問にお答えします。

No	カテゴリー	Q	A
1	会員種別 加入プラン	SAJの競技者は競技者プランにしか加入できないのですか？ 競技者登録はしておりますが有資格者としての活動がメインのため有資格者プランで加入したいです。	SAJの競技者の方は競技者プラン、有資格者プランのどちらでもご加入いただけます。プランによって補償内容、保険料が異なりますのでパンフレットをご参照のうえ加入プランを検討ください。
2	会員種別 加入プラン	SAJの競技者ではありませんが競技者プランに加入することはできますか？	SAJの競技者でない方は競技者プランにはご加入いただけません。 「SAJの競技者の方」⇒SAJに関係ない競技は該当しません。 例えばSAJに関係ない競技にしか参加しない方は一般会員でのご加入となります。
3	会員種別 加入プラン	一般会員登録だが、競技者登録しないで国体に参加予定。 競技者登録しなくても、スキー競技者のアマチュア保険に加入可能ですか。	国体選手がスキーの競技者登録が不要ということで、一般会員登録であれば、競技者プランでは加入できません。
4	会員種別 加入プラン	技術選大会に出場するが、競技者登録はしていないので一般会員プランでの申込でよいでしょうか？	競技者登録していなければ一般会員の方は一般会員プラン、有資格者の方であれば有資格者プランでのお申込みをお願いいたします。
5	会員種別 加入プラン	パンフレットP2に記載された「単発的・数日のみ」の数日とは何日以下を指すのでしょうか？	9日以下を指します。
6	会員種別 加入プラン	スポーツ賠償責任保険のみ加入したいが可能ですか？ パトロール賠償責任のみ加入したいが可能ですか？	スポーツ賠償責任のみ加入、パトロール賠償責任のみ加入⇒可能です。 スポーツ賠償責任とパトロール賠償責任の両方に加入も可能です。
7	会員種別 加入プラン	有資格者だがレジャーでしかスキーしない。一般で加入可能でしょうか？	有資格者の方は一般会員プランでの申込はできません。 ※都道府県連が認める認定指導員の方で保険期間中に指導をされない場合のみ一般会員プランでのご加入が可能です。
8	会員種別 加入プラン	指導が9日以下の予定のため有資格者プランで加入したが、指導日合計が10日以上になってしまった場合は保険の対象になりますか？ 指導日数が不明の場合はインストラクターでの加入になりますか？	加入時の状況での判断ですので加入後、結果的に10日以上になってしまった場合も対象となります。 指導日数が不明な場合は指導による対価を得ているかの部分にて最終判断をお願いいたします。対価を得る場合はインストラクタープランにてお願いいたします。

.....

No	カテゴリー	Q	A
19	補償内容	用品損害について、ストックとスキー靴も壊れた場合補償されますか？	用品損害は盗難・火災のみで破損は対象外となります。 ※ストックの盗難はスキー板と同時に生じた場合に限りです。
20	補償内容	パンフレットP3の一番下に用語の定義が記載されております。 ※ 本補償制度における「スノーボード」(雪上)の定義には「そり(類似するものを含みます)、ボブスレーおよびリュージュは除きます。」となっております。 例えばそりを使っていて相手と衝突しケガをさせてしまった場合や、そりを使っていて転倒し自身がケガをした場合などは全く対象にならないのでしょうか？	パンフレットP3の「①②スキー・スノーボード保険」の補償内容についてご案内いたします。 日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、 ・他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます)を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 ・急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合 に各保険金をお支払いします。 となっております。 ご質問のケースですと、原則は難しいかと存じますが状況によって判断が異なる場合がございます。例えばスキーの目的をもって住居を出発して、たまたまスキー場でそりを使った(メインはあくまでもスキー)場合は対象になる可能性もございます。ケースによって異なりますので万が一の場合には事故連絡先(0120-985-024)までご連絡をお願いいたします。
21	補償内容	パンフレットP3の「①②スキー・スノーボード保険」の補償内容について日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故が対象になるということですが、スキー場の中だけでなくスキー行程中は補償対象になるのでしょうか？例えばスキー場に行く途中、他人にスキー板をぶつけてケガをさせた場合などは対象になりますか？	スキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故が対象になりますので、スキー場に向かっている間は対象になります。
22	補償内容	パトロール賠償責任の補償内容について教えてください。 例えばスノーモービルを使ってパトロールしている間に第三者に衝突してケガをさせたり、第三者の財物を壊した場合は対象になりますか？	自動車(スノーモービルを含みます)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任は対象外となります。
23	補償内容	競技者プランについて トレーニング中の事故はスポーツ団体傷害保険の対象になりますか？	スポーツ団体傷害保険は日本国内において雪上に限らず団体管理下でスキー(またはスノーボード)の競技中および練習中(指導中は除きます)のケガを補償します。 そのため団体管理下でないトレーニングの場合は対象外となります。

【ご加入申込時における注意事項(告知義務)】

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失より、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。また、住所・氏名・性別・生年月日、他の保険契約等(補償内容が同一の他の保険契約等)の有無について、よくご確認のうえ記載ください。

※バックカントリーをメインにスキー(またはスノーボード)を行う方は、本補償制度にご加入することはできません。

- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として入力または加入申込票に記入していただきます。正しく入力または記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。スキー補償制度加入申込票(団体用)を使用して申込みする場合は告知事項申告書(団体用)をご提出ください。
- ・加入申込入力事項または加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

本保険契約に関する個人情報について、**引受保険会社が次の取扱いを行うこと**に同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、普通保険約款・特約集またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)は、公益財団法人全日本スキー連盟のホームページに掲載しています。詳細については下記URL(http://www.ski-japan.or.jp/generals/member_04/)からご参照ください。冊子での提供をご希望の方は普通保険約款・特約集またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、下記にお問合わせください。※普通保険約款・特約集は種目により冊子名称が異なりますのでご注意ください。

《お問い合わせ先》

【取扱代理店】 あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 サポートセンター 団体チーム
〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町5-48 あいおいニッセイ同和損保 横浜ビル2F
TEL 0120-101-373 FAX 045-212-4347 (平日/9時30分～17時30分)

2020/2021シーズンから
左記の取扱代理店に変更に
なっております

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

事故が起こった際のご連絡先

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター TEL:0120-985-024(無料)
※受付時間[24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。